

令和元年度第 1 期定期監査及び行政監査の結果（令和元年 12 月 27 日付け）に対する措置

令和 4 年 3 月 29 日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p data-bbox="107 419 999 451"><u>子育て短期支援事業利用料収入の徴収事務について</u>（子育て支援課）</p> <p data-bbox="107 475 1104 627">子育て短期支援事業利用料収入は、疾病等により家庭において児童を養育することが困難な保護者等が子育て短期支援事業を利用する際に納入するものである。</p> <p data-bbox="107 651 1104 802">市川市財務規則第 43 条第 1 項では、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後 20 日以内に督促状により督促することとされている。</p> <p data-bbox="107 826 1104 978">しかしながら、令和元年度の子育て短期支援事業利用料収入に係る徴収事務を確認したところ、督促状による督促をしていなかったことから、市川市財務規則に基づき適正な事務処理を行われたい。</p>	<p data-bbox="1131 475 2128 563">指摘を受けた収入未済分については、10 月に督促状を送付し、11 月に収納しました。</p> <p data-bbox="1131 587 2128 802">また、督促対応リストを作成し、督促状を適正に送付するようにしました。さらに、事務マニュアルにも、納期限後 20 日以内に督促状を送付すること及び定期的に催告を行う旨を明記し、市川市財務規則に基づき適正な事務処理を行える体制を整えました。</p> <p data-bbox="1485 946 2116 978">（市長から通知のあった日：令和 2 年 1 月 16 日）</p>

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>霊園管理料の債権区分について</u>（斎場霊園管理課）</p> <p>霊園管理料は、市川市霊園の一般墓地を使用する者から毎年度徴収するものであり、その額は市川市使用料条例で定められている。</p> <p>斎場霊園管理課では、霊園管理料を従前から私法上の債権に区分し、債務者である一般墓地使用者の時効の援用がない限りは、債権は消滅しないものとして取り扱っている。</p> <p>しかしながら、公の施設の使用料として市川市使用料条例にその額を定めている霊園管理料は、時効期間を経過した場合には債務者の時効の援用がなくても債権が消滅する公法上の債権と捉えることができる。</p> <p>そのため、債権の取扱区分について検討する必要がある、このことは、平成 23 年度の監査においても監査委員として同様の意見をしているところであるが、今回の監査で霊園管理料の確認をしたところ、従前と同じ状況であった。</p> <p>よって、条例と運用との整合性を図り、適切に債権管理をされたい。</p>	<p>市川市霊園の一般墓地の使用者から毎年度徴収する霊園管理料に係る債権区分については、5 年の時効を迎える債権について不納欠損処理を行う等、公法上の債権としての運用を行い、条例との整合を図ることとする。</p> <p style="text-align: right;">（市長から通知のあった日：令和 4 年 3 月 25 日）</p>